様式第３号（第４条関係）

被　害　者　等　給　付　金　認　定　書

<table>
<tr><td>請　求　者：
住　所
氏　名　　殿
平成　　年　　月　　日付けで請求のあつた給付金の支給について、下記のとおり認定する。</td><td>認定年月日：平成　　年　　月　　日
認 定 番 号：　　号
（認定権者）
官　職
氏　名　　㊞</td></tr>
<tr><td>支給を受けることができる給付金の種類及び額</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　この認定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この認定書を受けた日の翌日から起算して３月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、認定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、認定の日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

２　この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があったことを知った日から６月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があったことを知った日から６月以内であっても、認定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。